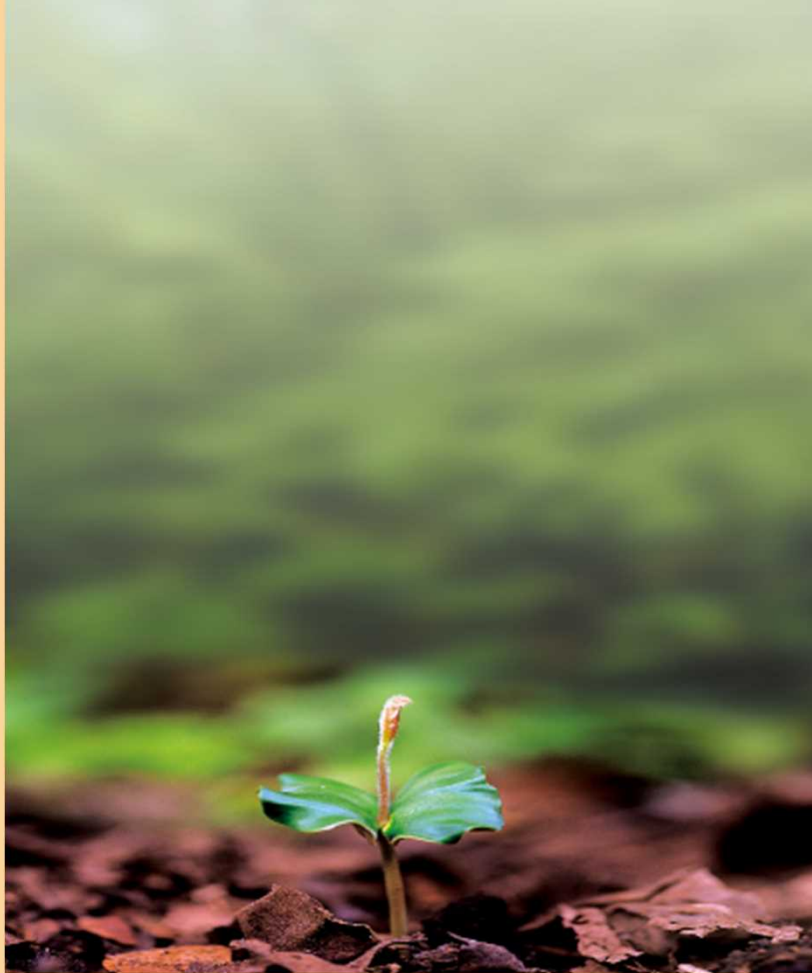


## 自然再生基本方針見直しの論点

- ・平成30年度第2回  
自然再生専門家会議資料



2019年2月26日



## 主務省庁の作業

H30.5～8月

- 自然再生事業のレビュー結果の整理
- 自然再生基本方針の変更に向けた論点案の検討

H30.8月～12月

- 自然再生基本方針の変更に向けた論点の整理

H30.12月～H31.2月

- ヒアリング意見を踏まえた論点の修正

H31.2月～7月

- 専門家会議意見を踏まえた変更案の作成
- 関係省庁の変更案の調整

パブリックコメント（H31.第2四半期）

H31.第2四半期

- パブリックコメントを踏まえた変更案修正

## 自然再生専門家会議等

- ← ○ 自然再生専門家会議（H30.8）
  - ・レビュー結果に関する議論
  - ・見直しに関する論点の整理

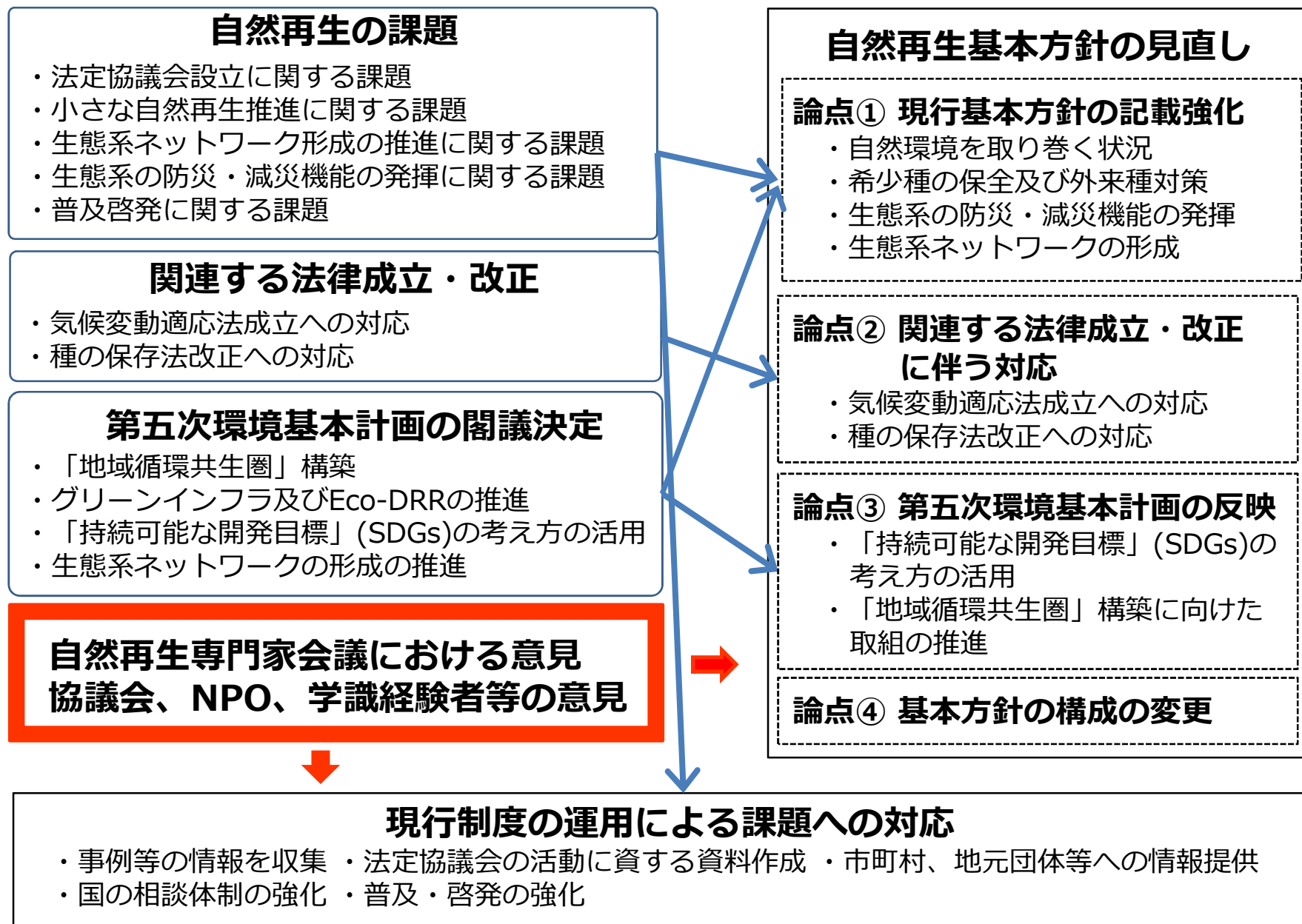
- ← ○ 法定外協議会ヒアリング（H30.10頃）
- ← ○ 法定協議会ヒアリング（H30.11）
- ← ○ 日本学術会議 分科会（H30.11）
- ← ○ 環境団体等ヒアリング（H30.12）

- ← ○ 自然再生専門家会議（H31.2）
  - ・基本方針見直しに関する議論

- ← ○ 自然再生専門家会議（H31.第2四半期）

- ← ○ 自然再生専門家会議（H31.第3四半期）
- ← ○ 自然再生推進会議（H31.第3四半期）

自然再生基本方針変更の閣議決定（H31.第3四半期目標）



現行の自然再生基本方針は第一項の「自然再生の推進に関する基本的方向」が大部分を占めるなど、各項の分量のバランスが悪く、似た項目を分けて記載している項目があることから、見直しを機会に構成を組み換える。

### 【想定される基本方針の見直しのポイント】

- ・ 「1 自然再生の推進に関する基本的方向 (2)自然再生の方向性」に記載のうち自然再生の特徴にあたるものを同項目に残し、自然環境学習の項目は「4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項」に統合、それ以外の項目は「5 その他自然再生の推進に関する重要事項」に移行する。
- ・ 「5 その他自然再生の推進に関する重要事項」の記載項目を「(1)国・地方公共団体等の役割」「(2)自然再生の推進に関する重要事項」に分ける。

【想定している基本方針の見直しイメージ】

現行	構成見直し案
<p>1 自然再生の推進に関する基本的方向                      (1) わが国の自然環境を取り巻く状況                      (2) 自然再生の方向性                      事業の対象、多様な主体の参加、科学的知見、順応的進め方、<u>自然環境学習</u>、<u>産業との連携</u>、継続実施、再生後の自然環境の扱い、<u>希少種保全・外来種対策</u>、<u>防災・減災</u>、再生の役割、その他 (<u>一部</u>)</p>	<p>1 自然再生の推進に関する基本的方向                      (1) わが国の自然環境を取り巻く状況                      (2) 自然再生の方向性                      事業の対象、多様な主体の参加、科学的知見、順応的進め方、継続実施、再生後の自然環境の扱い、再生の役割、その他</p>
<p>2 自然再生協議会に関する基本的事項</p>	<p>2 自然再生協議会に関する基本的事項</p>
<p>3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項</p>	<p>3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項</p>
<p>4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項</p>	<p>4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項</p>
<p>5 その他自然再生の推進に関する重要事項  <u>推進会議・専門家会議</u>、<u>調査研究</u>、<u>情報収集提供</u>、<u>普及啓発</u>、<u>協議会支援</u>、<u>広域的視点</u>、<u>小さな自然再生</u></p>	<p>5 その他自然再生の推進に関する重要事項                      (1) 国・地方公共団体等の役割                      推進会議・専門家会議、調査研究、情報収集提供、普及啓発、協議会支援                      (2) 自然再生の推進に関する重要事項                      産業との連携、<u>SDGs</u>、<u>気候変動対応</u>、希少種保全・外来種対策、<u>地域循環共生圏</u>、防災・減災、<u>生態系ネットワーク</u>、広域的視点、小さな自然再生</p>

## ①-1 自然環境を取り巻く状況

- ・自然環境を取り巻く状況として、「人口減少下の対応」「環境基本計画」の情報を追記する。

### 【想定している基本方針の見直しイメージ】

#### 1 自然再生の推進に関する基本的方向

##### (1) わが国の自然環境を取り巻く状況（一部）

しかし、これまで人間が行ってきた自然の再生産能力を超えた自然資源の過度な利用などの行為により、自然環境の悪化が進んできました。さらに、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、環境保全の取組にも影響を与えています。その結果、生物多様性は減少し、人間生存の基盤である有限な自然環境が損なわれ、生態系は衰弱しつつあります。

#### 1 自然再生の推進に関する基本的方向

##### (1) わが国の自然環境を取り巻く状況（一部）

平成20年6月に施行された生物多様性基本法に基づき、平成24年9月に生物多様性国家戦略2012-2020が策定され、（略）自然共生社会の構築や愛知目標の達成のための施策を推進することとなりました。また、平成30年4月に第五次環境基本計画が閣議決定され、地域資源を持続可能な形で最大限活用することで、環境・経済・社会の統合的向上を図り、農山漁村も都市も活かし、我が国の地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を提唱しています。

自然再生の実施に際しては、これらを基本として取り組んでいく必要があります。



### ①-2 希少種の保全及び外来種対策

- ・希少種の保全及び外来種対策として、「外来種被害防止行動計画」「保護増殖事業との連携」の情報を追記する。

【想定している基本方針の見直しイメージ】

#### 1 自然再生の推進に関する基本的方向

#### (2) 自然再生の推進に関する重要事項

#### コ 自然再生における希少種の保全及び外来種対策（一部）【→5(2)に本項目を移動予定】

また、自然再生を実施している地域に絶滅危惧種等が生息しており、緊急的な措置を講じないと種の存続が危ぶまれる場合、自然再生の取組と併せて、**生息地の整備や固体の繁殖等を行う保護増殖事業との連携や、**生物を自然の生息・生育地の外において保全する「生息域外保全」の考え方を取り入れることも重要であり、必要に応じて、動植物園、水族館、自然系博物館など生息域外保全を行うことが可能な組織と連携を図りながら自然再生を進めることが重要です。

これに加えて、**平成27年3月に公表された外来種被害防止行動計画に基づき、**地域に固有の生態系その他の自然環境の再生のため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制の対象である特定外来生物だけでなく、国内由来の外来種、更には他地域に生息・生育し遺伝的形質の異なる同種の生物導入による遺伝的かく乱により、問題が発生する可能性があることも考慮して、外来種の意図的な導入又は非意図的な侵入を未然に防ぐよう努めることが重要です。

## ①-3 生態系の防災・減災機能の発揮の推進

- ・生態系の防災・減災機能の発揮については、関係省庁が連携して取り組む必要があることから、防災・減災機能の発揮に関する事例を収集するとともに、協議会等に対して情報提供等を行っていく。

### 【想定している基本方針の見直しイメージ】

#### 1 自然再生の推進に関する基本的方向

##### (2) 自然再生の推進に関する重要事項

#### カ 東日本大震災等自然災害の経験を踏まえた自然再生（一部）【→5(2)に本項目を移動予定】

東日本大震災等の自然災害の発生により、豊かな恵みをもたらす自然は、時として大きな脅威となって災害をもたらすものであり、私たちはそうした両面性を持つ自然とともに生きていることを、改めて意識させられました。私たち日本人は、自然と対立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し自然と共生する知恵や自然観を培ってきたことを踏まえ、自然再生の取組を進めることが重要です。

また、東日本大震災等の自然災害からの復興に当たっては、地域の暮らしを支える自然環境や森・里・川・海のつながりなどの重要性を多くの人に理解してもらうための取組や、自然環境の再生を通して森・里・川・海のつながりを再生していくことが必要です。

また、自然生態系は、津波などの災害が発生した際に、地域を災害から守り、被害を軽減・緩衝する効果を有していることから、国は災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を評価し、積極的に保全・再生することで、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）を推進しています。このような自然生態系が有する防災・減災機能を活用した取組を踏まえて自然再生に取り組んでいくことが重要です。国は生態系を活用した防災・減災の発揮に向けた実例などの情報を収集し、幅広く情報提供に努めていくことが重要です。



## ①-4 生態系ネットワーク形成の推進

- ・生態系ネットワークの構築は関係省庁の複数事業が協力・連携して取り組む必要があることから、関係省庁が協力して、生態系ネットワークの形成に向けた事例を収集するとともに、協議会等に対して情報提供等を行っていく。

### 【想定している基本方針の見直しイメージ】

#### 1 自然再生の推進に関する基本的方向

#### (2) 自然再生の推進に関する重要事項

#### シ その他自然再生の実施に必要な事項

【→5(2)に本項目を移動し、新たに「**生態系ネットワークの形成**」の項目を立てる予定】

自然再生に当たっては、多自然川づくり、干潟の再生、都市公園の整備等の社会資本整備と併せた生物の生息・生育環境の確保の取組や緑地の保全及び緑化の推進のための施策によって、自然環境の保全・再生・創出・維持管理を行い、**グリーンインフラの取組**や生態系ネットワークの形成を進めていくことが**必要**です。

生態系ネットワークの形成にあたっては、流域圏など地域的なまとまりにも着目し、さまざまなスケールで森・里・川・海を連続した空間として積極的に保全・再生を図るための取組を関係機関が横断的に連携して総合的に進めることが重要です。また、形成にあたって外来種の生息・生育範囲を拡大させることがないよう留意することも必要です。

国は生態系ネットワーク形成の実例などの情報を収集し、幅広く情報提供に努めていくことが重要です。

また、地球環境保全に寄与する観点から、地域の実情に応じて、地球規模で移動する野生動物の生息地・中継地の保全・再生など、国際的な生態系ネットワーク形成への配慮も必要です。

## ②-1 気候変動適応法成立への対応

平成30年6月に「気候変動適応法」が成立し、我が国における適応策の法的位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備された。

現行の基本方針においても、自然再生事業の実施にあたっては地球温暖化対策への配慮が必要としており、併せて同法の成立についても基本方針に記載する。

【想定している基本方針の見直しイメージ】

1 自然再生の推進に関する基本的方向

(2) 自然再生の推進に関する重要事項

シ その他自然再生の実施に必要な事項

【→5(2)に本項目を移動し、新たに「**気候変動への対応の取組**」の項目を立てる予定】

気候変動に対応するためには、地球規模での温室効果ガスの大幅削減を目指すとともに、気候変動の影響への適応に取り組む必要があり、適応策の更なる充実・強化を図るため、平成30年3月には「気候変動適応法」が公布されました。

自然再生の実施にあたっては、多くの炭素を樹木や土壌に固定している森林の適正な管理、泥炭や土壌に炭素を貯蔵している湿原、草原等の適正な保全、また、人工林の間伐、里山林の管理、二次草原における採草などの生態系の適切な管理によって生じる草木質系バイオマスの利用や、温室効果ガスの排出を低減した工法の採用等を通じた地球温暖化対策への配慮が必要です。

併せて、平成30年11月に閣議決定した「気候変動の影響への適応計画」に基づき、気候変動による生態系や種の分布等の変化のモニタリングを実施するとともに、多面的な機能の発揮が期待される生態系ネットワークの形成の推進や、必要に応じて劣化した生態系の再生の推進を図っていくことが重要です。

## ②-2 種の保存法改正への対応

平成30年6月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（種の保存法）」改正案が施行された。

現行の基本方針においても、絶滅危惧種の保全の一層の促進が必要であり、同改正法の施行についても基本方針に記載する。

### 【想定している基本方針の見直しイメージ】

#### 1 自然再生の推進に関する基本的方向

#### (2) 自然再生の推進に関する重要事項

#### ケ 自然再生における希少種の保全及び外来種対策（一部）【→5(2)に本項目を移動予定】

今日、様々な人間活動による圧迫に起因し、多くの種が絶滅し、また、絶滅のおそれのある種が数多く生じており、現在と将来の人類の豊かな生活を確保するために、絶滅危惧種の保全の一層の促進が必要です。平成27年6月に施行された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律」においては、里地里山等の二次的自然に生息・生育する種の生息・生育地の保全等に向けて、特定第二種国内希少野生動植物種制度等が創設されました。自然再生の取組は、絶滅危惧種の生息地の確保につながるものであり、平成30年4月に閣議決定された希少野生動植物種保存基本方針を踏まえ、絶滅危惧種に関する情報及び知見を参考としながら、国内希少野生動植物種等の指定状況も考慮して行うことが重要です。

## ③-1 第五次環境基本計画（2018年4月閣議決定）の考え方の反映方針

わが国は本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えるとともに、人口の地域的な偏在も加速しており、地域コミュニティの弱体化を招いたり、地方公共団体の行政機能の発揮の支障となることが懸念される。

環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連しているため、環境施策の展開にあたっては「環境・経済・社会の統合的向上」を具体化させることとしている。

平成27年9月に採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)は、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、1つの行動により複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すこと、という特徴を持っている。このため、具体化にあたってはSDGsの考え方を取り入れていくことが重要である。

また、具体化の鍵となるのが、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地区等と地域資源を補完し支えあう考え方である「地域循環共生圏」である。



反映

自然再生は地方公共団体、企業、地域住民等により地域の自主的な取組として取り組まれてきたところであるが、多くの協議会において経済面（活動資金等）や人材面（担い手等）で、活動の継続性に問題を抱えている。

今後の自然再生の推進にあたっては、「地域循環共生圏」の考え方を取り入れながら、経済的インセンティブの付与を介して各主体が経済合理性に沿って自然再生を推進していく経済的手法を活用することも検討していく必要がある。



基本方針での対応

「SDGsの考え方の活用」「地域循環共生圏の構築」のテーマを基本方針の見直しに反映させる。

### ③-2 「地域循環共生圏」構築に向けた取組の推進

環境省は10の実証地域において自然共生分野に係る地域循環共生圏構築に向けた検討業務を実施中であり、成果として「地域循環共生圏構築の手引き(仮称)」を作成予定である。

【想定している基本方針の見直しイメージ】

#### 【5(2)に「地域循環共生圏の構築の取組」の項目を追加予定】

第五次環境基本計画では、各地域で地域資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（森・里・川・海の連関による自然的なつながりや人、資金等の経済的つながり）として、「地域循環共生圏」を構築していくことを目指しています。

自然再生は地域の自主性を尊重した取組として実施されていますが、少子高齢化・人口減少社会の影響により、資金等の経済面や保全活動の担い手等の人材面での取組の継続性に課題を抱えています。

自然再生の取組の継続的を高めるためには、「地域循環共生圏」の考え方も取り入れながら、経済的インセンティブの付与を介して、実施者が経済的合理性に沿って自然再生を推進していくことにより、持続可能な地域づくりのなかで自然再生に取り組むことが重要です。

## ③-3 「持続可能な開発目標」(SDGs)の考え方の活用

平成27年9月ニューヨーク国連本部において、193の加盟国の全会一致で採択された国際目標であり、世界全体で2030年を目指して明るい未来を作るための17のゴールと169のターゲットで構成されている。

【想定している基本方針の見直しイメージ】

### 【5(2)に「SDGs達成に向けた取組」の項目を追加予定】

平成27年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「持続可能な開発目標」(SDGs)として17のゴールと169のターゲットが提示されており、17のゴールにはエネルギー、持続可能な消費と生産、気候変動、生物多様性等、多くの環境関連の目標が含まれました。

SDGsには、複数の課題を統合的に解決することを目指すことや、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すことといった特徴を持っています。

SDGsの実現は地域の課題解決にも直結することから、自然再生の実施にあたっては、地域循環共生圏構築の取組等と併せて、SDGsのゴール等を活用することにより、関係者間で目標に向けた共通言語を持ち、当事者意識を持って取り組むことができることから、地域の課題解決を一層促進することが期待されます。

また、企業によるSDGsへの取組を推進する動きが広がりつつあることから、自然再生においてSDGsのゴール等を取り入れることにより、企業との連携を図っていくことも重要です。



**(参考)**

**現行制度の運用による課題対応**

## 1. 関連するテーマへの対応

### ○グリーンインフラの取組推進に向けた動き

- ・国土交通省では、今後の社会資本整備や土地利用等に際して、グリーンインフラの取組を推進する方策について、幅広く議論するため、有識者からなるグリーンインフラ懇談会を開催している。

### ○生態系ネットワーク形成に向けた取組

- ・生態系ネットワークの形成の取組については、国土交通省、農林水産省、環境省の担当で形成に向けた勉強会を随時開催しており、「水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」の共催や、「生態系ネットワーク財政支援制度集」の作成等に取り組んでいる。
- ・自然再生の推進にあたっては、勉強会での議論等の状況をみながら、全国会議等の場において生態系ネットワーク形成の事例等の情報を収集・共有するなどにより、自然再生でどのような活用ができるかを検討していきたい。

### ○自然生態系が有する防災・減災機能の活用に向けた取組

- ・環境省では生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）について、防災・減災に寄与する生態系の機能の評価の検討等を行っている。
- ・自然再生の推進にあたっては、各省の議論・検討等の状況をみながら、全国会議等の場において自然生態系が有する防災・減災機能の活用の事例等の情報を収集・共有するなどにより、自然再生でどのような活用ができるかを検討していきたい。



財政支援制度集  
パンフレット

### ○地域循環共生圏構築の取組

- ・環境省は2016～18年度に地域循環共生圏構築に向けたモデル事業を全国10地域で実施している。「榎野川河口域・干潟自然再生協議会」も同モデル事業の1地域として、自然再生の活動強化に取り組んでいる。
- ・同モデル事業の結果を地域循環共生圏構築の手引き「森里川海からはじめる地域づくり」として2019年3月に公表予定。
- ・環境省は同モデル事業を踏まえて、2019年度に「環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」を政府予算案に計上。
- ・2019年度の自然再生全国会議は山口県榎野川地域で実施予定であり、同地域のモデル事業の取組や手引き等について情報提供・意見交換を行い、自然再生における適用を図っていきたい。
- ・地域循環共生圏構築の取組は、持続可能な地域づくりやマルチベネフィットの発揮、バックキャストイングアプローチの活用など、SDGs達成に向けた取組とも親和性が高いため併せて検討を行いたい。

### ○気候変動への対応、希少種保全・外来種対策等についても、他の取組等同様に、各省の取組を踏まえて、全国会議等の場において事例等の情報を収集・共有に努めたい。

## 2. 法定協議会の設立・運営に資する資料の作成

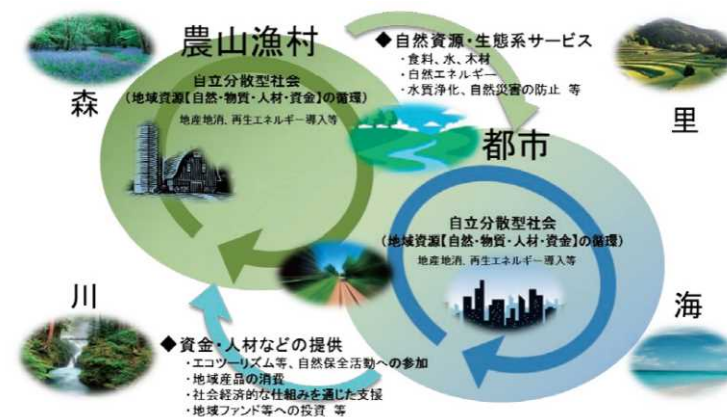
法定協議会の設立・運営に資する資料の作成・紹介し、団体の法定協議会化を支援していく。

### ①自然再生全体構想作成の手引き（仮称）

- ・ N P O ・ 企業等の民間団体が協議会立ち上げ時に活用可能な「全体構想作成の手引き」の作成中。
- ・ 基本方針変更後、来年度を目途に作成して、公表・配布したい。
- ・ 内容：自然再生推進法について / 自然再生協議会の設立・運営 / 自然再生全体構想の作成 / 国の役割・支援 他

### ②森里川海からはじめる地域づくり～地域循環共生圏構築の手引き～（仮称）

- ・ 環境省で実施中の「地域循環共生圏構築事業」のモデル事業の結果を踏まえ、プラットフォームづくりや経済的仕組みづくり、人材育成等の手法についてとりまとめる。
- ・ 第1版を本年3月に公表・配布予定。
- ・ 内容：地域循環共生圏構築の手引き / 地域循環共生圏が目指す社会とアプローチ / プロジェクトの進め方 / 実践編（ワークシート） / 事例集 他



地域循環共生圏の概念図

## 3. 県を通じた市町村・地元団体等への情報提供

メールによるニュース形式で県を通じて市町村・地元団体等への情報提供を行う。法定協議会を組織しようとする団体や地域で小さな自然再生に取り組む団体等への情報共有を図る。

想定される情報は以下の通り

- ・ 自然再生をめぐるニュース  
(法定協議会の設立、基本方針の見直し、専門家会議や全国会議の開催等)
- ・ 法定協議会の紹介
- ・ 自然再生事業の実施状況
- ・ 法定協議会のメリットの紹介
- ・ 補助金・交付金の活用事例の紹介  
(生物多様性推進支援事業(環境省)、多面的機能支払交付金(農水省)他)
- ・ 協議会設立・運営等に資する資料の紹介  
(全体構想作成の手引き(仮称)、地域循環共生圏構築の手引き(仮称)他)
- ・ 自然再生に係る各種パンフレットの紹介

## 4. 国の相談体制の強化

- ・ 関係省庁の本省、地方支分部局の担当者の相談受付を積極的に行う。
- ・ 環境省本省においても相談用メールアドレスを開設し、設立・運営を含めた相談に対して、3省で情報共有しつつ、直接対応していく。  
([shizen-saisei@env.go.jp](mailto:shizen-saisei@env.go.jp))

## 5. 普及・啓発の強化

自然再生の取組に向けて、ホームページやパンフレット等による地域への普及・啓発を進めていく。

### ①自然再生関連HPの整理

環境省の自然再生関連のHPは会議資料等を掲載している「自然の再生」HPと、事例等を掲載している「自然再生ネットワーク」HPがあるが、重複するページも多いため、再整理して統合したHPにリニューアルする。  
(来年度を目途に実施)

併せて、事例等の情報についても積極的に更新していく。(随時)



自然再生ネットワークHP

### ②自然再生関連パンフレットの作成・更新

自然再生協議会の概要やメリット、設立の相談先を記載した1枚裏表のリーフレットを作成予定。(今年度中を目途に作成)

自然再生事業の取組事例パンフをリニューアルして、北潟湖自然再生協議会の情報を追加するとともに、基本方針の見直しの情報を追加・反映する。(来年度又は2020年度を目途に作成)



自然再生取組事例パンフ (環境省)